

評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する各委員の改善提案（特許）

1. 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・抽象的な目的を掲げておけばよいという立場から脱することが望まれる（中條委員）
- ・I o T / A I 関連技術は応用分野が多く、当該技術に係る審査事例は質量ともにまだまだ不足しているため、より充実させることが望まれる（長澤委員）
- ・今年度の取組として、各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった点が評価される。各文書内における記載内容の充実は従前よりなされているが、どのような文書が存在するのか、その内容がどのようなものか、また相互の文書の関連性や相違点などをわかりやすく明示することにより、特に外部者の利用促進が期待できるため、今後も継続的に取り組んでほしい。また、英語版の作成、今後予定されるHP掲載時のわかりやすさ、使いやすさに対する十分な留意が望まれる（渡邊委員）

2. 評価項目② 手続の明確性に関するもの

- ・結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価を行うことが望まれる。「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図」については、改訂が必要である（中條委員）

3. 評価項目③ 公表と周知に関するもの

- ・審査官数の確保と育成を充実させることが望まれる（小原委員）
- ・“階層別・分野別研修体系”、“能力評価システム”の整備について検討することが望まれる（中條委員）

4. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・現状の審査実施体制の取組は問題ないが、審査官数が横ばいの状況を踏まえると、AI、IoT 含む今後の技術のさらなる進展への対応に加え、審査期間の更なる短縮化（2023年度までに「権利化までの期間（標準審査期間）」を「平均14ヶ月以内」）へ向けての実効性が懸念される。実現に向けてのシナリオの概略など公表が求められる（渡邊委員）

5. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうか、全員参加の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかと言う点から品質管理体制を見直すことが望まれる（中條委員）

6. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・品質向上の取組それぞれについて、a) 結果○－取組（プロセス）○、b) 結果○－取組（プロセス）×、c) 結果×－取組（プロセス）○、d) 結果×－取組（プロセス）×のいずれに該当しているのかを明確にした上で、b)やc)については、結果を達成するための取組を計画する際の不十分な点がどこにあったのか、b)やd)については、なぜ計画どおり取組を進められなかったのかを検討することが望まれる（中條委員）
- ・ユーザー評価調査から、判断の均質性について問題が指摘されており、分析の結果、進捗性と記載要件に関する評価が悪かった（不満、または比較的不満の数値が高かった）。特に記載要件についての原因調査が望まれる（渡邊委員）
- ・本年度のユーザー評価調査において、記載要件について均質性に課題があるという指摘がなされたが、具体的な問題点を早急に把握し、改善につなげることが必要である。また、対応策について、スピード感をもって取り組むことが望まれる（浅見（節）委員）
- ・進捗性ととも記載要件についても注視して判断の均質性を向上させる取組を行うことが望まれる（小原委員）
- ・ユーザーからの改善要望が比較的大きかった判断の均質性や、外国特許文献の調査・非特許文献等の調査の質を向上させるように、協議の充実などの取組を更に進めることが望まれる（井上委員）

- ・中国語文献データベースの拡大に伴い、引き続き外国文献サーチを強化することが望まれる（小原委員）
- ・審査（特に調査）におけるAI技術活用の検討が望まれる（渡邊委員）
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションはユーザーの記憶に残りやすい接点であるから、「不満」「比較的不満」に焦点を当てた取組が必要である（井上委員）
- ・引き続きユーザーとのコミュニケーションの充実を図ることが望まれる（小原委員）
- ・ユーザーアンケートにて「満足」「比較的満足」が増加していることは、質の改善への継続的な取組の効果であると評価できる。今後も改善し続けていくためには、質の改善への取組が押しつけではなく、審査官が自発的に取り組み、職務へのモチベーションにもつながるものとなるような工夫も必要である（井上委員）
- ・USPTO 審査官との共働調査（日米協働調査）が2年の試行期間を経て、2017年11月から3年間の新たな試行に取り組んでいる。EPO 審査官と同様の取組はできないか検討することが望まれる（渡邊委員）
- ・品質向上のための取組自体も大事だが、それにより審査の質（特に進歩性の判断基準等）が実質的に向上しなければ意味がない。取組の結果が、何らかのベンチマークで示されることが望まれる（長澤委員）

7. 評価項目⑦ 品質検証のため取組に関するもの

- ・品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることが望まれる（QAネットワークの活用等）（中條委員）

8. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・特許出願審査の品質管理及び実施体制は、様々な観点から綿密な仕組みができていると考えられる。これに対して、ユーザー視点からは、特に審査の均質性や特許性の要件の安定性に対する要望が高いと思われる。近年は、プロパテント化の傾向が強まっている（進歩性を根拠にした異議はほとんど認められない）との声も多く聞く中、これに対する丁寧なユーザーとの議論は極めて重要である。品質管理の一環として議論することが望まれる（浅見（正）委員）
- ・産業界の協力を得て、問題点を把握し、優先順位をつけて改善に取り組むことが望まれる（浅見（節）委員）
- ・ユーザー評価調査において「進歩性の判断基準」に関する設問を追加することが望まれる（長澤委員）

9. 評価項目⑨⑩ 評価項目①～⑧の改善状況に関するもの

- ・改善を行う場合の手順および改善を報告する場合のスタイル（QCストーリー）について勉強し、これに従って行った改善の取組をまとめることが望まれる（中條委員）
- ・国際的な対比・検討等を行うことが望まれる（飯村委員）

10. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・海外からの問合せが多いIoT, AI 関連発明の取扱いにつき、JP0の審査の整備状況を世界に積極的に発信することが望まれる（本多委員）
- ・日米協働プログラムなどの新たな取組については、利用者が少ないと試行の結果が得にくいので、これら新たな取組についての宣伝活動を行うことが望まれる（本多委員）

評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する各委員の改善提案（意匠）

1. 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・抽象的な目的を掲げておけばよいという立場から脱することが望まれる（中條委員）
- ・今年度の取組として、各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった点が評価される。各文書内における記載内容の充実は従前よりなされているが、どのような文書が存在するのか、その内容がどのようなものか、また相互の文書の関連性や相違点などをわかりやすく明示することにより、特に外部者の利用促進が期待できるため、今後も継続的に取り組んでほしい。また、英語版の作成、今後予定されるHP掲載時のわかりやすさ、使いやすさに対する十分な留意が望まれる（渡邊委員）

2. 評価項目② 手続の明確性に関するもの

- ・結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価を行うことが望まれる。「審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図」については、改訂が必要である（中條委員）

3. 評価項目③ 公表と周知に関するもの

- ・審査官数の確保と育成を充実させることが望まれる（小原委員）
- ・“階層別・分野別研修体系”、“能力評価システム”の整備について検討することが望まれる（中條委員）
- ・積極的な国際交流及び意見交換を実施すること（飯村委員）

4. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・法改正により、画像デザインや空間デザインが保護の対象となれば、それにより出願がかなり増加することが予想される。そのための審査官数の確保及びその育成の充実が必須である。また審査基準の策定やその周知、空間デザインに関する資料の収集などのための人員の増強が必須である（浅見（節）委員）
- ・現状の審査実施体制の取組に問題はないが、審査官数が横ばいの状況を踏まえると、今後の技術の進展やトレンドの変化に応じた適切な判断、および国際出願への更なる対応の実効性が懸念される（渡邊委員）

5. 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうか、全員参加の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点から品質管理体制を見直すことが望まれる（中條委員）

6. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・品質向上の取組それぞれについて、a) 結果○－取組（プロセス）○、b) 結果○－取組（プロセス）×、c) 結果×－取組（プロセス）○、d) 結果×－取組（プロセス）×のいずれに該当しているのかを明確にした上で、b)やc)については、結果を達成するための取組を計画する際の不十分な点がどこにあったのか、b)やd)については、なぜ計画通り取組を進められなかったのかを検討することが望まれる（中條委員）
- ・意匠審査へのAIの活用がどのように問題解決につながるか（効率化、審査品質の均質性）、また、健全な権利保護につながるか、に関して品質管理面からも検討を期待する（浅見（正）委員）
- ・審査（特に調査）におけるAI技術活用の検討が望まれる（渡邊委員）。
- ・国際意匠登録出願の対する品質監査及び品質管理の取組の充実させること（井上委員）
- ・ユーザー評価におけるコミュニケーションの充実と低評価（国際意匠登録出願

に対する我が国の審査の質全般)に焦点を当てた改善への取組を実施することが望まれる(井上委員、小原委員)

- ・専門知識向上のための取組を継続的に実施し、不参加審査官にも情報の共有に努め、審査官全員のレベルアップに繋げることが望まれる(渡邊委員)
- ・審査システムツールの改良を実施すること(長澤委員)

7. 評価項目⑦ 品質検証のため取組に関するもの

- ・ユーザー評価において、比較的評価の低い(比較的不満、不満の数値の高い)、判断の均質性、ハーグ出願の審査の質について、関連条文など、具体的な要因分析が望まれる。ユーザー評価について、特許、商標同様に他国の特許庁(審査内容については実体審査国)との比較についての質問の追加が望まれる(渡邊委員)
- ・ユーザー評価における比較的評価の低い項目(国際意匠登録出願に対する我が国の審査の質全般)に対する具体的な要因分析が望まれる(渡邊委員)
- ・品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることが望まれる(QAネットワークの活用等)(中條委員)

8. 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・ユーザー評価において、不満の回答は多くはないが、具体的な課題を抽出する取組を継続して行うことを期待する(浅見(正)委員)

9. 評価項目⑨⑩ 評価項目①～⑧の改善状況に関するもの

- ・改善を行う場合の手順および改善を報告する場合のスタイル(QCストーリー)について勉強し、これに従って行った改善の取組をまとめることが望まれる(中條委員)
- ・今後の意匠制度改正に対応して、現行審査実施体制の維持・向上、手続の明確

性、及び公表と周知についての取組の検討が望まれる（長澤委員）

10. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・内外に対する積極的な情報発信及び意見交換を実施することが望まれる（飯村委員、渡邊委員）
- ・品質管理に関する国際協調の促進を図ることが望まれる（長澤委員）

評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する各委員の改善提案（商標）

審査品質管理の実施体制に関する改善点について、以下のとおり提案する。

1. 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・抽象的な目的を掲げておけばよいという立場から脱することが望まれる（中條委員）
- ・今年度の取組として、各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった点が評価される。各文書内における記載内容の充実は従前よりなされているが、どのような文書が存在するのか、その内容がどのようなものか、また相互の文書の関連性や相違点などをわかりやすく明示することにより、特に外部者の利用促進が期待できるため、今後も継続的に取り組んでほしい。また、英語版の作成、今後予定されるHP掲載時のわかりやすさ、使いやすさに対する十分な留意が望まれる（渡邊委員）

2. 評価項目② 手続の明確性に関するもの

- ・結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価を行うことが望まれる。「特許審査の質の維持・向上のためのサイクル（PDCAサイクル）概念図」については、改訂が必要である（中條委員）

3. 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・新しいタイプの商標出願の審査のための協議や研修の重点化及び審査の迅速化の確保が望まれる（浅見（節）委員）
- ・審査官数の確保と育成を充実させることが望まれる（浅見（節）委員）（小原委員）（長澤委員）（本多委員）
- ・“階層別・分野別研修体系”、“能力評価システム”の整備について検討する

ことが望まれる（中條委員）

- ・出願件数増加の中での今後の対応シナリオの公表が望まれる。（渡邊委員）

4. 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・品質向上の取組それぞれについて、a) 結果○－取組（プロセス）○、b) 結果○－取組（プロセス）×、c) 結果×－取組（プロセス）○、d) 結果×－取組（プロセス）×のいずれに該当しているのかを明確にした上で、b)やc)については、結果を達成するための取組を計画する際の不十分な点がどこにあったのか、b)やd)については、なぜ計画通り取組を進められなかったのかを検討することが望まれる（中條委員）
- ・ユーザー評価調査において評価の低かった（比較的不満、不満の数値が高い）審査官間の均質性について、内容分析（条文、分野など）が望まれる（渡邊委員）
- ・品質管理をより充実させる体制の整備が望まれる（浅見（節）委員）
- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションはユーザーの記憶に残りやすい接点であるから、「不満」「比較的不満」に焦点を当てた取組が必要である（井上委員）
- ・ユーザーアンケートにて「満足」が増加していることは、質の改善への継続的な取組の効果であると評価できる。今後も改善し続けていくためには、質の改善への取組が押しつけではなく、審査官が自発的に取り組み、職務へのモチベーションにもつながるものとなるような工夫も必要である（井上委員）
- ・判断の均質化（特に商標の識別性）を図る取組を引き続き推進することが望まれる（小原委員）
- ・他庁のAI活用の動向も踏まえ、審査にAI技術を利用できる仕組みを構築することが望まれる（小原委員）
- ・審査（特に調査）におけるAI技術活用の検討が望まれる（渡邊委員）。

- ・引き続きユーザーとのコミュニケーションの充実を図ることが望まれる（小原委員）
- ・審査の品質に関する課題について、ユーザーの意見を取り入れる仕組みを充実することが望まれる（浅見（正）委員）

5. 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることが望まれる（QAネットワークの活用等）（中條委員）

6. 評価項目⑨⑩ 評価項目①～⑧の改善状況に関するもの

- ・改善を行う場合の手順および改善を報告する場合のスタイル（QCストーリー）について勉強し、これに従って行った改善の取組をまとめることが望まれる（中條委員）
- ・国際的な対比・検討を行うことが望まれる（飯村委員）

7. 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・改訂された審査基準の理解を深めるための庁内及びユーザーへの周知が望まれる（本多委員）
- ・海外ユーザーに対する情報発信の強化が望まれる。（渡邊委員）